

# 情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 ギャップフィルター作業班（第1回）議事概要

## 1 日時

平成26年12月16日（火） 15時00分～16時40分

## 2 場所

中央合同庁舎第2号館 地下2階 第1・第2・第3・会議室

## 3 議題

- (1) 調査の進め方について
- (2) ラジオのギャップフィルターのイメージについて
- (3) テレビのギャップフィルターの技術基準について
- (4) ラジオのギャップフィルターの要求条件について
- (5) その他

## 4 出席者（順不同、敬称略）

【構成員】伊丹主任（東京理科大学）、小竹（テレコムエンジニアリングセンター）、大原（マスプロ電気）、川島（エフエム東京）、倉地（ひまわりネットワーク）、櫻井（CBCラジオ）、嶋田（日本CATV技術協会）、平川（日本放送協会）、三浦（ニッポン放送）、和食（日本ケーブルテレビ連盟）

【事務局】久恒、向井、豊重、松元、山本（情報流通行政局放送技術課）

## 5 配付資料

資料GF作1-1 「放送システムに関する技術的条件」のうち「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」の検討開始について

資料GF作1-2 「ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件」に関する検討の進め方

資料GF作1-2-1 ラジオネットワークの強靱化に関する技術的条件の検討スケジュール

資料GF作1-3 ラジオのギャップフィルターのイメージ

資料GF作1-4 ケーブルテレビ網を活用した「ラジオ放送ギャップフィルター」の1考察

資料GF作1-5 地上デジタル用ギャップフィルター

資料GF作1-6 地上デジタル放送用ギャップフィルター特性試験方法の概要

資料GF作1-7 ラジオのギャップフィルターの基本モデルと機能要件（案）

## 6 議事概要

議事次第に沿って検討を行った。議事概要は以下のとおり。

### (1) 調査の進め方について

事務局より資料GF作1-1、資料GF作1-2、資料GF作1-2-1について説明がなされ、了承された。

### (2) ラジオのギャップフィルターのイメージについて

事務局より資料GF作1-3、嶋田構成員より資料GF作1-4に基づき説明がなされ、主に

以下の質疑が行われた。

- 資料 GF 作 1-3 4 ページの需要調査結果の表中の、「導入計画あり」と「導入計画検討中」と回答した事業者はどのような違いがあるのか。(倉地構成員)
- まだ制度ができていないので具体的に導入を進めることはできないが、コミュニティエフエムでは1つの周波数で同期放送を行わなければならない、放送エリア拡大のためにも早めに導入したいという意向が多いようである。その意欲の表れの大きさだと思う。(事務局)
- 資料 GF 作 1-4 6 ページの実験では送信点が2点あるが、本実験は「FMブースタ方式」と「FM同一周波数方式」のどちらで実施するのか。(和食構成員)
- 「FM同一周波数方式」で実施する。(嶋田構成員)
- ラジオのギャップフィルターでの品質の評価はどのように行うのか。(伊丹主任)
- 「SN比」や「SINAD」の測定も行っているが、専門家による「主観評価」で実施する。(嶋田構成員)

### (3) テレビのギャップフィルターの技術基準について

大原構成員より資料 GF 作 1-5、小竹構成員より資料 GF 作 1-6 に基づき説明がなされ、主に以下の質疑が行われた。

- 資料 GF 作 1-5 「6. 開局時の留意点」には、免許申請時に開局予定エリアの地上デジタル推進協議会との調整が必要とあるが、地下街に設置するテレビのギャップフィルターの場合でも調整を行っているのか。また、地上デジタル推進協議会は役目を終えつつあるが、その後はどのような手続きになるのか。(平川構成員)
- 地下街への設置の場合でも地上デジタル推進協議会との調整を行っている。地上デジタル推進協議会がなくなった後の手続きについては、メーカーとしてはコメントできない。(大原構成員)
- 既存放送局との置局調整の方法については、今後の検討としたい。(事務局)

### (4) ラジオのギャップフィルターの要求条件について

事務局より資料 GF 作 1-7 に基づき説明がなされ、主に以下の質疑が行われた。

- 資料 GF 作 1-7 「3 CATV活用の基本モデル③」で、CATV事業者設備の受信点から末端の送信点まで、全てを技術適合証明の対象設備とするのは難しいのではないかと。(和食構成員)
- ラジオのギャップフィルターの設備は、複雑な設備構成のものは考えていない。「技術適合証明」と「無線従事者の選任を不要」とするような設備構成を目指したい。(事務局)
- 資料 GF 作 1-7 「ラジオのギャップフィルターの機能要件(案)」で、「最大9波の電波を発射できるもの」とあるが、その中にはFM補完局の放送も含まれるのか。(倉地構成員)
- 含まれると考えるが、大がかりなシステムや高価なものにならないようにしたいので、場合によっては波数等の条件は変わり得る。(事務局)

- 隣接の周波数に影響を与えないために、最小周波数間隔の規定が必要ではないか。(大原構成員)
- 今後の検討としたい(事務局)
- ギャップフィルターのサービス範囲では、受信機の性能(アンテナ、指向性など)が重要と思うが、受信機の性能モデルは決まっているのか。(和食構成員)
- 平成10年の「情報通信審議会92号諮問」にある内容で進めたい。今回の検討のきっかけはリアス式海岸での津波対策であったので、そのような場所で使用されると想定される(例えば携帯型)ラジオ受信機の性能を考慮する必要があると考える。(事務局)
- 資料GF作1-7 「3 CATV活用の基本モデル③」で、複数の送信点があるとき、放送範囲が限定されているコミュニティ放送が、放送範囲外の送信点から送信される可能性があるが、そのような場合は考慮されているのか。(倉地構成員)
- コミュニティ放送の放送区域が決められているので、その放送区域内の難聴対策に留まるものと考えている。(事務局)

#### (5) その他

事務局より、次回作業班は1月27日(火)15時から開催予定である旨、連絡があった。

以上